

届出	施設基準等の名称
○	医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。)に掲げる手術に係る施設基準

以下、施設基準を届出している保険医療機関のみ記載すること。

1 次の事項を満たしている場合には、○を付けること。

(※ 区分1から区分3に分類される手術であって胸腔鏡若しくは腹腔鏡を用いる手術又は区分4に分類される手術を実施しない場合に

あつては、「ウ」～「オ」は記載する必要はない。)

ア	手術(医科点数表第2章第10部手術の通則の5(歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。))に掲げる手術を含む当該保険医療機関において実施する全ての手術)を受ける全ての患者に対して、当該手術の内容、合併症及び予後等を文書を用いて詳しく説明を行い、併せて、患者から要望のあった場合、その都度手術に関して十分な情報を提供している。
イ	アにより説明した内容について、患者に文書(書式様式は任意)で交付するとともに、当該交付した文書を診療録に添付している。
ウ	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術を行う際は、速やかに開胸手術や開腹手術に移行できる体制を整えている。
エ	関連学会から示されているガイドライン等を踏まえ、手術適応等の治療方針についての検討を適切に実施している。
オ	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術について十分な経験を有する医師が配置されている。

2 院内掲示をする手術件数

*手術の件数は前年1年間(1月1日から12月31日)の件数(実績がない場合は「0」)を記載すること。

・区分1に分類される手術		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	0	
イ	黄斑下手術等	0	
ウ	鼓室形成手術等	0	
エ	肺悪性腫瘍手術等	0	
オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	0	

・区分2に分類される手術		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	靱帯断裂形成手術等	0	
イ	水頭症手術等	0	
ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	
エ	尿道形成手術等	0	
オ	角膜移植術	0	
カ	肝切除術等	0	
キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	

・区分3に分類される手術		件数(歯科以外)	件数(歯科)
ア	上顎骨形成術等	0	0
イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	0	0
ウ	バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	0	
エ	母指化手術等	0	0
オ	内反足手術等	0	
カ	食道切除再建術等	0	
キ	同種死体腎移植術等	0	

・区分4に分類される手術の件数(歯科以外)	59	
-----------------------	----	--

・その他の区分に分類される手術	件数(歯科以外)	件数(歯科)
人工関節置換術	0	
乳児外科施設基準対象手術	0	
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
経皮的冠動脈形成術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	
経皮的冠動脈粥腫切除術	0	
経皮的冠動脈ステント留置術	0	
急性心筋梗塞に対するもの	0	
不安定狭心症に対するもの	0	
その他のもの	0	